

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

清須市長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	・児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、父母の離婚、父母いずれかの死亡、父又は母に一定の障害があるなどの児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。または、20歳未満で心身に一定の障害のある児童)を養育している父子又は母子家庭等に対し、児童扶養手当を支給するものである。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①児童扶養手当の認定請求の受理 ②児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査 ③児童扶養手当の認定請求の審査結果に係る請求者等への通知 ④児童扶養手当の手当額改定請求の受理 ⑤児童扶養手当の額改定請求の審査 ⑥児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査 ⑦児童扶養手当の手当額改定請求の審査結果に係る請求者等への通知 ⑧児童扶養手当の未支払の手当請求の受理 ⑨児童扶養手当の未支払の手当請求に係る事実についての審査 ⑩児童扶養手当の未支払の手当請求の審査結果に係る請求者への通知 ⑪児童扶養手当の届出の受理 ⑫児童扶養手当の届出に係る事実についての審査 ⑬児童扶養手当の届出の審査結果に係る請求者等への通知 ⑭官公署等に対する必要な資料の提供等の求め
③システムの名称	児童扶養手当システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 主務省令第2条の表81の項 主務省令第83条 【情報提供の根拠】 主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(17、20、42、89、90、125、141、155、161) 番号法別表第二の主務省令第19条、第22条、第44条、第91条、第92条、第127条、第143条、第157条、第163条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清須市 健康福祉部 こども家庭課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行うことや特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底するなどの対策をとっている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者の適切な監督を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉部次長兼子育て支援課長 林 耕司	子育て支援課長 加藤 久喜	事後	部署異動によるもの
平成29年1月10日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	清須市 健康福祉部 子育て支援課 452-8563 愛知県清須市清洲一丁目6番地1 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 健康福祉部 子育て支援課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	庁舎移転によるもの
平成30年5月21日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 加藤 久喜	子育て支援課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	IVリスク対策		IVリスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年10月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	清須市 総務部 防災行政課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	
令和7年3月21日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	健康福祉部 子育て支援課 子育て支援課長	健康福祉部 こども家庭課 こども家庭課長	事後	部署異動によるもの
令和7年3月21日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	清須市 健康福祉部 子育て支援課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 健康福祉部 こども家庭課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	部署異動によるもの
令和7年3月21日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドライン」の次のような留意事項等を遵守している。住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	新様式への移行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策〔9〕 従業者に対する教育・啓発〕当該対策は十分か【再掲】〔十分である〕判断の根拠 事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者 の適切な監督を行っている。	事後	新様式への移行に伴うもの
令和7年3月21日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の37の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	番号法第9条第1項、別表56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	事後	
令和7年3月21日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の57の項 番号法別表第二の主務省令第31条 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13,16,26,30,47,64,65,87,116の項) 番号法別表第二の主務省令第19条,第36条,第44条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 主務省令第2条の表81の項 主務省令第83条 【情報提供の根拠】 主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(17、20、42、89、90、125、141、155、161) 番号法別表第二の主務省令第19条、第22条、第44条、第91条、第92条、第127条、第143条、第157条、第163条	事後	
令和7年3月21日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和2年10月1日	令和6年10月1日	事後	
令和7年3月21日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和2年10月1日	令和6年10月1日	事後	